

平成26年7月1日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

制度信用銘柄の選定取消基準における
「株式の分布状況」の猶予期間に入った銘柄について

「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」に基づき、下記の銘柄が制度信用銘柄の、選定取消基準における「株式の分布状況」の猶予期間に入ったため、お知らせします。

記

1. 銘柄 (株)北の達人コーポレーション 株式 (コード2930)
2. 猶予期間 平成26年3月1日～平成27年2月28日
3. 理由 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えたため
4. 参照条文 「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」
第5条第1項第2号、第7条及び第9条

以上